

消防職員が業務中にサングラスを着用する場合があります

～安全確保と健康被害防止のため、ご理解をお願いします～

消防職員が車両の運転、災害活動、訓練等における強い日差しや太陽光の反射等から視界を確保し、安全かつ効果的に業務を遂行するとともに、紫外線による健康被害を防止することを目的として、サングラスを着用する場合がありますので、お知らせします。

消防職員のサングラス着用につきまして、皆様のご理解をお願いします。

1 サングラスを着用する場面（例）

- ・ 消防車、救急車などの車両の運転時（同乗者も含む。）
- ・ はしご車やドローンの操縦などの屋外の活動時（訓練等を含む。）
- ・ 川・湖などの水辺の活動時
- ・ 健康上の理由等により着用が必要な時（屋内で着用する場合があります。）

※サングラスは派手なものや奇抜な形状・色調でないものとし、レンズの色は極力薄く相手から眼が透けて見えるものとしします。

2 運用開始日

令和 7 年 1 1 月 1 日（土）



問合せ先

消防総務課 電話 042-751-9105